

定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年3月28日

美濃加茂市・加茂郡富加町

定住自立圏の形成に関する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と加茂郡富加町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し、民間企業や地域組織とそれぞれの役割を分担し、協働でサービスを提供する「新しい公共」により、圏域全体の活性化につなげる。

（連携する取組の分野とその内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野、取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療の高度化と救急対応能力の向上

a 取組の内容

圏域における医療の高度化及び救急対応能力の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 社会医療法人及び地域医療支援病院を拠点とする救急医療システム及び医療情報システムに関し、圏域住民への周知及び関係機関との調整並びにシステムの機能強化等に関する取組を支援する。

(b) 圏域の医療体制の現状やかかりつけ病院・診療所の役割等に関する情報を把握し、圏域住民への周知及び広域的な病診連携の推進に関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 社会医療法人及び地域医療支援病院を拠点とする救急医療システム及び医療情報システムに関し、圏域住民への周知及び関係機関との調整並びにシステムの機能強化等に関する取組を支援する。

(b) 圏域の医療体制の現状やかかりつけ病院・診療所の役割等に関する情報を把握し、圏域住民への周知及び広域的な病診連携の推進に関する取組を支援する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

圏域住民の多様なニーズや、ライフスタイルの変化に対応するため、子育て支援サービスの基盤整備を促進し、地域ぐるみで子育てを支える環境の充実を図る。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

(b) 圏域内の、言語、発音、運動、社会性等に障がいのある子ども及びその保護者を対象とした相談、指導、保育等に関する環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

(b) 圏域内の、言語、発音、運動、社会性等に障がいのある子

ども及びその保護者を対象とした相談、指導、保育等に関する環境を整備する。

(イ) 高齢化社会に強い圏域の形成

a 取組の内容

高齢化社会が進むなか、安心して老後を迎えられる圏域を形成するため、圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門性の向上、医療を含めた福祉サービスの充足状況や問題点について調査・研究し、サービスの量的・質的な向上を図る。

また、圏域の介護保険運営の安定化のため、介護保険事業の共同化について、調査・研究に取り組む。

b 甲の役割

(a) 圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門的知識や技術力の向上を目的とした取組を支援する。

(b) 関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

(c) 圏域介護サービスの充足状況や問題点について情報を収集し、サービス向上に圏域で取り組む調整や体制づくりを行う。

(d) 圏域の介護保険の共同化について調査研究を行う体制づくり、情報収集及び調整を行う。

c 乙の役割

(a) 圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門的知識や技術力の向上を目的とした取組を支援する。

(b) 関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

(c) 圏域介護サービスの充足状況や問題点について情報を収集し、サービス向上に圏域で取り組む調整や体制づくりを行う。

(d) 圏域の介護保険の共同化について調査研究を行う体制づくり、情報収集及び調整を行う。

ウ 教育

(ア) 小中学校区の適正化

a 取組の内容

小・中学校区の見直しにより、児童・生徒数の適正化を図り、学習環境の向上を推進する。

b 甲の役割

小・中学校の学校区や学校の現状等について、情報収集を行うとともに、学校区の見直しについて関係機関との調整及び住民への説明を行う。

c 乙の役割

小・中学校の学校区や学校の現状等について、情報収集を行うとともに、学校区の見直しについて関係機関との調整及び住民への説明を行う。

(イ) スポーツ・文化団体等の交流の促進

a 取組の内容

すべての圏域住民が、生きがいを感じて暮らすことができるよう、スポーツ、文化等様々な活動に参加する機会を拡大する。

b 甲の役割

(a) 圏域のスポーツ、文化団体等の活動情報を総合的に把握し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

(b) 圏域のスポーツ、文化団体等が、相互に参加・交流し、活発に活動を継続できる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 圏域のスポーツ、文化団体等の活動情報を総合的に把握し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

(b) 圏域のスポーツ、文化団体等が、相互に参加・交流し、活発に活動を継続できる環境を整備する。

(ウ) 外国人の子どもに対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもたちの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

- (a) 外国人の子どもの教育に関する「外国人児童生徒教育の方針と重点」を作成し、推進する。
- (b) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

- (a) 外国人の子どもの教育に関する「外国人児童生徒教育の方針と重点」を作成し、推進する。
- (b) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

エ 産業振興

(ア) 農商工連携による地域ブランドの開発

a 取組の内容

農商工の連携により、地元農産物を活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、地元特産物の流通販路を強化する。

b 甲の役割

- (a) 農商工連携による地域ブランドの認定基準を明確にし、基準に基づいた地域ブランドの開発を進める。
- (b) 民間企業、関係機関等と連携し、地元農産物を活用した地域ブランド開発等に関する取組を支援する。
- (c) 地元特産物の直売機会の確保や流通事業者との連携を強化し、流通販路の拡大に関する取組を支援する。
- (d) 全国に向けた地元特産物のPR活動等を促進する。

c 乙の役割

- (a) 農商工連携による地域ブランドの認定基準を明確にし、基準に基づいた地域ブランドの開発を進める。
- (b) 民間企業、関係機関等と連携し、地元農産物を活用した地域ブランド開発等に関する取組を支援する。
- (c) 地元特産物の直売機会の確保や流通事業者との連携を強化し、流通販路の拡大に関する取組を支援する。
- (d) 全国に向けた地元特産物のPR活動等を促進する。

(イ) 歴史的観光資源を活かした観光事業の推進

a 取組の内容

圏域の歴史的街道や山城を一体の歴史的観光資源として調査・開発し、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。

b 甲の役割

(a) 圏域の観光資源を調査研究し、圏域全体で取り組む組織づくりを行う。

(b) 圏域の歴史的観光資源を活用した整備をする。

c 乙の役割

(a) 圏域の観光資源を調査研究し、圏域全体で取り組む組織づくりを行う。

(b) 圏域の歴史的観光資源を活用した整備をする。

(ウ) ものづくり観光の推進

a 取組の内容

農商工連携による圏域のものづくりの魅力を体験観光として整備するとともに、文化・自然体験等の観光資源を合わせた周遊観光事業を推進する。

b 甲の役割

農業・商工のつながりをテーマにした特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を促進するための体制を整備する。

c 乙の役割

農業・商工のつながりをテーマにした特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を促進するための体制を整備する。

(エ) 産業活性化のための異業種間・産学官連携と人材育成の推進

a 取組の内容

異業種間・産学官連携をすることにより、経済の発展を共に実現していくとともに、事業を担う人材育成を推進する。

b 甲の役割

- (a) 特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を促進するための体制を整備する。
- (b) 新事業やベンチャー企業の創出による地域活性化を促進する。
- (c) 民間企業等の需要に応じた人材の確保に関する取組を支援する。

c 乙の役割

- (a) 特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を促進するための体制を整備する。
- (b) 新事業やベンチャー企業の創出による地域活性化を促進する。
- (c) 民間企業等の需要に応じた人材の確保に関する取組を支援する。

(オ) 農業の振興

a 取組の内容

農業の振興を図るため、農業後継者の育成及び耕作放棄地の再生を支援し、地元農産物を活用した地産地消の推進及び農業行政の共同対策による効率的な取組を行う。

b 甲の役割

- (a) 就農希望者の実態把握、就農指導、農業振興支援等を行い、農業後継者を育成する。
- (b) 圏域の耕作放棄地の有効な土地利用対策を実施する。
- (c) 地元農産物の情報収集、共同PR活動及び供給体制の整備を推進し、消費拡大を図る。
- (d) 圏域の有害鳥獣駆除対策に関し、情報収集及び調整を行い、共同での対策を実施する。
- (e) 圏域の農業振興に関する調査研究の実施、農業委員会や土地改良区の連携、農業行政連絡会の開催等、行政事務の効率化を推進する。

c 乙の役割

- (a) 就農希望者の実態把握、就農指導、農業振興支援等を行い、

農業後継者を育成する。

(b) 圏域の耕作放棄地の有効な土地利用対策を実施する。

(c) 地元農産物の情報収集、共同PR活動及び供給体制の整備を推進し、消費拡大を図る。

(d) 圏域の有害鳥獣駆除対策に関し、情報収集及び調整を行い、共同での対策を実施する。

(e) 圏域の農業振興に関する調査研究の実施、農業委員会や土地改良区の連携、農業行政連絡会の開催等、行政事務の効率化を推進する。

オ 環境

(ア) 総合的な環境・エネルギー対策の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

(a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、支流河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地

の保全等を推進する。

(b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、支流河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等環境に関わる活動を支援する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通の整備

(ア) 地域内を移動できる公共交通機関の整備

a 取組の内容

圏域住民の交通手段確保のため、甲が運行する「あい愛バス」を中心として、地域公共交通の広域ネットワーク化を推進し、圏域内の移動支援と中心地の活性化を図る。

b 甲の役割

(a) 圏域の住民の生活動線、公共交通に対する住民ニーズ、バスの利用状況、運行費用等を調査・分析し、圏域の総合的な公共交通体系の計画を策定する。

(b) 関係機関と連携し、路線延伸等、バスの運行環境に関する整備及び情報の提供・周知を行う。

c 乙の役割

(a) 圏域の住民の生活動線、公共交通に対する住民ニーズ、バスの利用状況、運行費用等を調査・分析し、圏域の総合的な公共交通体系の計画を策定する。

(b) 関係機関と連携し、路線延伸等、バスの運行環境に関する整備及び情報の提供・周知を行う。

イ 道路等のインフラの整備

(ア) 生活幹線道路の整備

a 取組の内容

圏域生活の利便性及び防災機能の向上を図るため、広域的な生活幹線道路の整備を推進する。

b 甲の役割

広域的な視点で生活幹線道路の整備に関する協議を行い、圏域の「広域道路網整備計画」を策定し、当該計画に基づいて生活幹線道路整備を進める。

c 乙の役割

広域的な視点で生活幹線道路の整備に関する協議を行い、圏域の「広域道路網整備計画」を策定し、当該計画に基づいて生活幹線道路整備を進める。

(イ) 生活インフラの相互利用

a 取組の内容

圏域生活の利便性と防災機能向上のため、上下水道施設等の生活インフラの安定的かつ効率的な運用を目指し、公共施設の相互利用を推進するとともに、上下水道施設の事故に備えた連携に取り組む。

b 甲の役割

(a) 圏域の生活インフラの利用、管理及び整備に関する相互利用計画を作成し、当該計画に基づく公共施設の相互利用を進める。

(b) 圏域の上下水道施設の事故に備えた連携について調整を図る。

c 乙の役割

(a) 圏域の生活インフラの利用、管理及び整備に関する相互利用計画を作成し、当該計画に基づく公共施設の相互利用を進める。

(b) 圏域の上下水道施設の事故に備えた連携について調整を図る。

ウ 地域住民の交流促進

(ア) 公共施設の共同利用の推進

a 取組の内容

住民が生涯学習、スポーツ、語らい、遊び等で集う教育文化・スポーツ・福祉等の公共施設について、共同利用や事業連携を推進し、施設の利便性を図るとともに、子どもから老人まで

が自由に交流できる圏域づくりに取り組む。

b 甲の役割

(a) 公共施設で開催される講座、教室等の共同開催及び相互利用を推進する。

(b) 圏域の公共施設の利用方法の統一化及び利用情報の共有化等を進め、公共施設の効果的・効率的な活用を図る。

c 乙の役割

(a) 公共施設で開催される講座、教室等の共同開催及び相互利用を推進する。

(b) 圏域の公共施設の利用方法の統一化及び利用情報の共有化等を進め、公共施設の効果的・効率的な活用を図る。

(イ) 多文化共生の推進

a 取組の内容

国籍や文化等の違いを超えた広域的な多文化共生活動を推進する。

b 甲の役割

(a) 圏域の外国人住民の生活環境や就業状況に関する調査・分析を行うとともに、関係団体及び民間企業等と連携し、「美濃加茂市多文化共生推進プラン」に基づいた外国人住民の定住促進及び生活支援サービスの整備に取り組む。

(b) 新たに整備される外国人台帳制度に基づき、外国人住民の権利と義務を明確にし、生活支援の充実や生活ルールの遵守等、秩序ある共生を促進する。

c 乙の役割

(a) 圏域の外国人住民の生活環境や就業状況に関する調査・分析を行うとともに、関係団体及び民間企業等と連携し、外国人住民の定住促進及び生活支援サービスの整備に取り組む。

(b) 新たに整備される外国人台帳制度に基づき、外国人住民の権利と義務を明確にし、生活支援の充実や生活ルールの遵守等、秩序ある共生を促進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成・交流

(ア) 職員の合同研修及び人材交流

a 取組の内容

職員の能力向上及び視野の拡大並びに圏域の職員間の一体感を醸成するため、合同研修及び人材交流をより積極的に推進する。

b 甲の役割

(a) 相互に、職員研修に関する情報及び参加の機会を共有するとともに、合同研修を行う。

(b) 連携強化に資する分野において、相互に職員の派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 相互に、職員研修に関する情報及び参加の機会を共有するとともに、合同研修を行う。

(b) 連携強化に資する分野において、相互に職員の派遣を行う。

イ 外部からの行政及び民間人材の確保

(ア) 外部の専門的な人材の活用

a 取組の内容

外部から専門的な人材を活用し、圏域全体のマネジメント、地域ブランド構築、新規事業開発及びICTの活用等に関して、本条に規定する取組の成果を高める。

b 甲の役割

高度な専門性を確保するため、民間企業や研究機関又は国・県の専門性を有する人材を活用し、地域特性を活かす理念等の構築を図る。

c 乙の役割

高度な専門性を確保するため、民間企業や研究機関又は国・県の専門性を有する人材を活用し、地域特性を活かす理念等の構築を図る。

ウ 圏域行政事務の共同化

(ア) 行政事務の効率運用

a 取組の内容

行政サービスの向上と事務の効率化を推進する。

b 甲の役割

圏域の行政事務の課題や可能性について検討し、圏域でのICT関連システム等の共同利用等、より効果的・効率的な行政事務を進める。

c 乙の役割

圏域の行政事務の課題や可能性について検討し、圏域でのICT関連システム等の共同利用等、より効果的・効率的な行政事務を進める。

(イ) 定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について、研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する事業等を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上

これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年3月28日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

渡辺直由



乙 加茂郡富加町滝田1511

加茂郡富加町

加茂郡富加町長

坂井直道

